|  |  |
| --- | --- |
| ※事務局使用欄 | |
| 受付番号 |  |
| 認証番号 |  |

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証申請書

令和　　年　　月　　日

　宮城県知事　 殿

　選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱第４の規定に基づき，下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者情報 | ※法人・個人のいずれかに記入してください。 | | |
| 【法人】  　法人名：  代表者：（）　　　　　　　　　　　　　　　（役職）  　　　　　（生年月日）　　　　年　　月　　日  　主たる事務所の所在地：〒 | | | |
| 【個人】  　申請者：（）  　　　　　（生年月日）　　　　年　　月　　日  　　　　　（住所）〒 | | | |
| ふりがな  店舗の名称  （店舗名・屋号等） |  | | |
| 店舗の所在地 | 〒 | | |
| 食品衛生法に  基づく許可業種 |  | 許可年月日及び  許可番号 | 平成・令和　　年　　月　　日  　　　　　　第　　　　　　　号 |
| 電話番号 |  | | |
| Ｕ　　Ｒ　　Ｌ | http:// | | |
| 担当者  ※実地調査の日程調整等についてご連絡します。 | （氏名）  （電話）　　　　　　　　　　　（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） | | |
| 認定基準への対応状況 | 別紙のとおり | | |
| ホームページへの掲載の可否 | 公開可　　　　　　　公開不可　（いずれかの□に✔を記載願います。）  ※「公開可」を選択いただいた場合，ホームページにおいて，店舗の名称（店舗名・屋号等），店舗所在地，電話番号，感染対策の状況等を公開します。 | | |
| 認証申請に  あたっての  同意事項 | 以下の内容に同意します。（□に✔を記載願います。）  ・選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱の規定を遵守します。  ・申請者（法人にあってはその代表者，役員及び使用人その他従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないことを認めます。  ・県は，記載又は入力いただいた個人情報を選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証に必要な範囲でのみ利用します。 | | |
| 実地調査希望日時 | 実地調査を希望する曜日に○を付け，希望時間帯を記入してください。  希望曜日：　月　・　火　・　水　・　木　・　金  希望時間帯：　午前　／　午後　　　　時～　　　時の間  ※実地調査は１時間程度を予定しています。別途ご連絡の上，日程を調整させていただきます。 | | |

別紙

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証基準への対応状況

店舗の名称（　　　　　　　　　　　　　　　）

**【記入例】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５ |  | レジと利用者との間に，アクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。 | ※ |
|  |  | レジなし　　レジあり |  |
|  |  | ※「レジあり」と回答した方は，以下の項目もチェックしてください。  （パーティションの方法）  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　　　　） |  |

基準を満たし，実施していれば□に✔を記載願います。

**右の※の記載されている欄は事務局使用欄ですので**

**何も記入しないでください。**

該当する又は実施しているすべての項目の□に

✔を記載願います。

該当する又は実施している項目の□に✔を記載願います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【入店・支払時等】 | | |  |
| １ |  | 店舗入口に，熱や咳・咽頭痛・倦怠感・息苦しさなどの症状が認められる場合には入店を断る旨を掲示し，出入りの業者等を含め，体調不良者の入店を断っている（入店時に体温確認し，体調の聞き取りを行うことが望ましい。）。 | ※ |
|  |
|  |  | （具体的な方法）  店舗入口に掲示　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （体温の確認（推奨））  体温確認を実施している　　体温確認を実施していない |  |
| ２ |  | 店舗入口及び店舗内各所に消毒液（消毒用アルコール等）を設置し，入店時に必ず従業員が来店者に呼びかけ，手指消毒を実施させるとともに，トイレ使用後などの定期的な手洗い・手指消毒を要請する。 | ※ |
|  |
|  |  | （手指消毒の呼びかけ）  店舗入口で呼びかけ　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （定期的な手洗い・手指消毒の要請）  客席近くに掲示　その他（　　　　　　　　　　　 　　　）  （手指消毒等の方法）  アルコール消毒液　水及び石けん（ハンドソープ）による洗浄  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）  （設置場所）  店舗入口　客席（テーブル　カウンター）　客席手洗い　トイレ手洗い  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ３ |  | 順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は，対人距離が１ｍ以上保たれるように周知するとともに，従業員が誘導する。 | ※ |
|  |  | （具体的な方法）  足下誘導シールの使用　注意喚起の案内表示　整理券の発行  入店人数の設定による人数制限　口頭で誘導  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４ |  | 食事中以外のマスク着用について，来店者に対し掲示及び声がけなどで促し，正当な理由※なくマスクを着用していない来店者に対し入店を断るかマスクの配布・販売を行うとともに，咳エチケットを徹底するよう要請する。  ※正当な理由には，来店者が有する疾患や障害等によりマスクの着用が困難な場合や，窒息や熱中症のリスクが高いとされる子どもであること等が該当します。以下，マスク着用の規定については，正当な理由があり子どもでない場合はフェイスシールドやマウスシールド着用等と読み替えます。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | （来店時のマスク着用の確認）  店舗入口に掲示し，着用していない利用者に声がけ  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （食事中以外のマスク着用及び咳エチケットの要請）  客席近くに掲示し，食事が終わってもマスクを着用していない利用者等に声がけ  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ５ |  | レジと利用者との間に，アクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。 | ※ |
|  |  | レジなし　　レジあり |  |
|  |  | ※「レジあり」と回答した方は，以下の項目もチェックしてください。  （パーティションの方法）  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ６ |  | 会計処理に当たる場合は，コイントレイを介した受け渡しを行い，又はキャッシュレス決済を導入する。 | ※ |
|  |  | （会計の方法）  コイントレイの利用（受付ごとに消毒を実施）　キャッシュレス決済の導入  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【客席の利用】 | | |  |
| ７ |  | 〔テーブル・カウンター間の配置〕  利用者を席に案内する時は，他グループとの同一テーブルでの相席は避け，テーブル・カウンター間の配置について以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。  ・同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は，テーブルとテーブル（又はカウンター）との間隔が２ｍ，最低１ｍ以上確保できるように配置する。  ・同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間に，アクリル板等のパーティション（目を覆う程度の高さ以上のものを目安，以下同じ。）による仕切りを設ける。  ※具体的な運用は別図によります。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  | （具体的な方法）  グループごとの個室で対応している。  テーブル（又はカウンター）間は，テーブルとテーブル（又はカウンター），テーブルと座席，座席と座席との間隔が１ｍ以上確保できるように配置している。  （最短距離：　　　　　　ｍ）  テーブル（又はカウンター）間をパーティションで遮蔽している。  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ８ |  | 〔同一グループのテーブル席の配置〕  テーブル席においては，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし，少人数の家族，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面又は隣席での着座を希望する場合は除く。  ・隣席及び対面席の中心との間隔を１ｍ以上空ける。  ・隣席及び対面席との間に，アクリル板等のパーティションによる仕切りを設ける。  ※具体的な運用は別図によります。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |  | テーブル席はない。　　テーブル席がある。 |  |
|  |  | ※「テーブル席がある」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。  （具体的な方法）  座席の中心との間隔を１ｍ以上確保できるよう配置している。  （最短距離：　　　　　　　ｍ）  椅子を撤去している。　利用不可の表示をしている。  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  テーブル上にパーティションを設置して遮蔽している。  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ９ |  | 〔同一グループのカウンター席の配置〕  カウンター席は，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし，少人数の家族，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が隣席での着座を希望する場合は除く。  ・隣席の中心との間隔を１ｍ以上空ける。  ・隣席との間にアクリル板等のパーティションによる仕切りを設ける。  ※具体的な運用は別図によります。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | カウンター席はない。　　カウンター席がある。 |  |
|  |  | ※「カウンター席がある」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。  （具体的な方法）  座席の中心との間隔を１ｍ以上確保できるよう配置している。  （最短距離：　　　　　　ｍ）  椅子を撤去している。　利用不可の表示をしている。  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  カウンター上にパーティションを設置して遮蔽している。  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １０ |  | カウンターサービスでは，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。  　・真正面での会話を避け，従業員とカウンター利用者との対人距離を１ｍ以上保つ。  　・アクリル板等のパーティションによる仕切りを設ける。  　※具体的な運用は別図によります。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | カウンター席はない。　　カウンター席がある。 |  |
|  |  | ※「カウンター席がある」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。  （具体的な方法）  カウンター席との対人距離を１ｍ以上保つ。（最短距離：　　　　　　　　　　ｍ）  カウンター上にパーティション等を設置して遮蔽している。  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １１ |  | 滞在時間の制限（おおむね２時間程度）や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。 | ※ |
|  |  | （具体的な方法）  滞在時間の制限（時間：　　　　　　　　　　）　予約制の導入  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １２ |  | 利用者が入れ替わる都度，テーブル・カウンターを消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。 | ※ |
|  |  | （消毒液の種類）  消毒用アルコール　次亜塩素酸ナトリウム　界面活性剤含有の洗浄剤  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １３ |  | 料理は大皿盛りを避け，個々に提供するか，従業員が取り分ける。 | ※ |
|  |  | （具体的な方法）  個別に提供　従業員が取り分け　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １４ |  | 〔ビュッフェスタイル，サラダバー，ドリンクバー等〕  ビュッフェスタイル，サラダバー，ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は，以下の措置を全て講じる。  ・利用者に，料理を取る時マスクの着用を要請する。  ・従業員が予め一回の取り分け分ごとに小皿やコップ等に取り分けるか，利用者が使　い捨て手袋等を着用し料理を取る。  ・飛沫がかかる状況の場合は，取り分け分ごとにカバーを設置するなど，食品・ドリンクを保護する。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |  | ビュッフェスタイル等での提供はしていない。  ビュッフェスタイル等での提供を行っている。 |  |
|  |  | ※「ビュッフェスタイル等での提供を行っている」と回答した方は以下の項目もチェックしてください。  （利用者へのマスク着用の要請）  整列時に呼びかけるとともに，ビュッフェ等エリアに掲示  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （具体的な方法）  従業員が一回分ごとに取り分け　利用者が使い捨て手袋を着用し取り分け  カバー等で食品・ドリンクを保護  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １５ |  | お酌や回し飲み，箸やスプーンなど食器の共有，使い回しを避けるよう注意喚起する。 | ※ |
|  |  | （具体的な方法）  客席近くに掲示し，共有等している場合は声がけ  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １６ |  | 卓上に共用の調味料，ポット類の設置を避けるか，これらを利用者入れ替え時に消毒する。 | ※ |
|  |  | （具体的な方法）  共有のものは設置せず個別提供　利用者入れ替え時に消毒  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| １７ |  | 箸やレンゲ，スプーンなどの食器はテーブル上にまとめて据え置かずに，料理提供時等に個別に提供する。 | ※ |
|  |  | （具体的な方法）  食器はまとめて据え置かずに，個別に提供　その他（　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １８ |  | ＢＧＭの音量を下げるよう調整するとともに，大声での会話を避けるよう掲示等により注意喚起する。 | ※ |
|  |  | （音量の調整）  ＢＧＭの音量は適当（１ｍ離れた２者が普通の声で会話できる）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （注意喚起）  客席近くに掲示し，大声になった場合は声がけ　その他（　　　　　　　　） |  |
| １９ |  | 注文の受付や料理提供にあたっては，利用者の正面に立たないよう注意し，対人距離を確保する。 | ※ |
|  |  | （従業員への周知）  研修会の実施　個別に実施　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ２０ |  | 〔接待を伴う場合〕  接待を伴う場合は，以下の全てを実施し，身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。  ・利用者に，会話時に不織布マスクを着用すること，過度な大きさや頻度の声出し及び身体接触をしないことを要請する。  ・従業員に，会話時の不織布マスクの確実な着用（鼻筋と顔に密着させ着用），過度な大きさや頻度の声出しの禁止及び利用者との対人距離１ｍ以上の確保（又はパーティションによる仕切りの設置）について周知徹底する。  ・定期的に，利用者及び従業員の不織布マスクの着用，過度な大きさや頻度の声出しがないこと，対人距離が１ｍ以上確保されていること（又はパーティションによる仕切りが設置されていること）を確認する。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  | 接待を伴わない。  接待を伴う。 |  |
|  |  | ※「接待を伴う」と回答した方は，以下の項目もチェックしてください。  （利用者に対する要請）  接待前に呼びかけるとともに，客席近くに掲示  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （従業員への周知）  研修会の実施　個別に実施　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  （定期的な確認）  不織布マスクの正しい着用　過度な大きさや頻度の声出しがない  対人距離（　　　　　　ｍ）確保　パーティションを設置  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ２１ |  | 〔ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール等〕  ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール等※は原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し，身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。  ・演者に，歌唱や発声をする者を含め，不織布マスクを確実に着用（鼻筋と顔に密着させ着用）のうえ布製マスクなどによる二重着用を要請する。  ・演者間について，１ｍ以上の対人距離を確保するか，又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。  ・マイクは都度消毒液（アルコール消毒液等）で清拭する。  ・ステージの場所を特定し，客席とステージとの距離を２ｍ以上確保するか，又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。  ・上部の換気設備を常時稼働（基準は店舗内と同じ）する。又は，演者の近くでＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。  ・利用者に歓声，声援等を発しないように要請する。  ※客席の近距離で行うものを対象とし，飲食料金とは別に観覧料や参加料を設定している催物については除きます。  ※次ページへ続きます。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  | ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール等はない。  ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール等を自粛する。  ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール等を行う。 |  |
|  |  | ※「ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール等を行う」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。  （演者のマスク着用）  不織布マスクの正しい着用・二重着用を確認　その他（　　　　　　　　　　　）  （対人距離の確保）  距離（　　　　　　ｍ）の確保を確認　パーティションを設置  （マイクの消毒）  消毒用アルコールで清拭　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （客席との距離）  客席とステージとの距離を２ｍ以上確保（最短距離：　　　　　　ｍ）  客席とステージとの間にパーティションを設置して遮蔽している。  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　　）  （換気の状況）  換気設備を常時稼働　　空気清浄機を併用  その他（　　 　　　　　　　　）  （利用者に対する要請）  開始時にアナウンスして呼びかけするとともに，客席近くに掲示  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ２２ |  | 〔カラオケ〕  カラオケは原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し，身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。  ・歌唱者に不織布マスクを確実に着用（鼻筋と顔に密着させ着用）のうえ布製マスクなどによる二重着用を要請する。  ・デュエット時などを含め，１ｍ以上の対人距離を確保することを要請するか，又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。  ・マイクは都度消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。  ・ステージの場所を特定し，客席とステージの距離を２ｍ以上確保するか，又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。  ・上部の換気設備を常時稼働（基準は店舗内と同じ）する。又は，歌唱者の近くでＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。  ・利用者に歓声，声援等を発しないように要請する。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  | カラオケはない。  カラオケはあるが使用を自粛する。  カラオケを使用する。 |  |
|  |  | ※「カラオケを使用する」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。  （歌唱者へのマスク着用の要請）  歌唱前に呼びかけするとともに，客席近くに掲示  その他（　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　）  （対人距離の確保）  歌唱前に呼びかけするとともに，客席近くに掲示　パーティションを設置  その他（　　　　 　 　　 　　　　　　　　　　　　　）  （マイクの消毒）  消毒用アルコールで清拭　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （客席との距離）  客席とステージとの距離を２ｍ以上確保（最短距離：　　　　　　　　　　　　ｍ）  客席とステージとの間にパーティションを設置して遮蔽している。  アクリル板等　透明ビニールシート　その他（　　　　　　　　　　　）  （換気の状況）  換気設備を常時稼働　　空気清浄機を併用  その他（　　　　　　　　　　 ）  （利用者に対する要請）  歌唱前に呼びかけするとともに，客席近くに掲示  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【店舗設備の管理】 | | |  |
| ２３ |  | 〔建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の対象施設（特定建築物）の場合〕  建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し，満たしていない場合は，入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに，換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | 建築物衛生法の対象施設（特定建築物）ではない。  建築物衛生法の対象施設（特定建築物）である。 |  |
|  |  | ※「建築物衛生法の対象施設（特定建築物）である」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載  してください。  （換気の状況）  空気環境の測定記録（直近２ヶ月以内，店舗内又は店舗に一番近い測定場所）により確認   |  | | --- | | 測定年月日：（　　　　　　年　　　　　月　　　　　日）  二酸化炭素の含有率測定値：（　　　　　　　　　　ppm）  測定場所：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |   その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （換気量と人数の把握（推奨））   |  | | --- | | 店舗（客席室内）の換気量（　　　　　　　　ｍ３／時※１）÷３０ｍ３／時・人※２  　 ＝換気量から算定した人数（　　　　　　　　　　　　人） |   　 ※１ 換気設備の性能等から算出  ※２ 二酸化炭素濃度を1000ppm以下に維持するのに必要な1人あたりの換気量 |  |
| ２４ |  | 〔建築物衛生法の対象施設（特定建築物）以外の場合〕  店舗内において，以下のいずれかの方法により適切な換気を実施している。  　・機械換気（機械換気設備，換気機能を持つ冷暖房設備等）により必要換気量（一人あたり毎時３０立方メートル）を確保し換気を行う。換気量が足りない場合は，入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに，換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。  ・機械換気に加え，二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに，可能であれば，ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。  ・機械換気に加え，二方向の窓又はドアを３０分に１回以上５分間程度全開する。さらに，可能であれば，ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。  ・機械換気に加え，一方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに，可能であれば，サーキュレーターやＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 | ※ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  | 建築物衛生法の対象施設（特定建築物）である。  建築物衛生法の対象施設（特定建築物）ではない。 |  |
|  |  | ※「建築物衛生法の対象施設（特定建築物）ではない」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載  してください。  （換気の状況）  機械換気（機械換気設備，換気機能を持つ冷暖房設備等）を常時稼働  （換気量と人数の把握（推奨））   |  | | --- | | 店舗（客席室内）の換気量（　　　　　　　　ｍ３／時※１）÷３０ｍ３／時・人※２  　　　　　　 ＝換気量から算定した人数（　　　　　　　　　　　　　人） |   ※１ 換気設備の性能等から算出  ※２ 二酸化炭素濃度を1000ppm以下に維持するのに必要な1人あたりの換気量  二方向の窓・ドアの一部を常時開放  二方向の窓・ドアを３０分に１回以上５分間程度全開放  一方向の窓・ドアの一部を常時開放  ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機を併用  サーキュレーターを併用  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ※次ページへ続きます。 |
| ２５ |  | 店舗内において適切な換気が実施されていることを，二酸化炭素濃度測定器（ＣＯ２センサー等）によりおおむね二酸化炭素濃度1000ppm以下に保たれていることによって確認している。超過した場合は２４の規定で示した窓又はドアを開放等する，入店者数を調整する，換気設備の清掃・整備等の維持管理を行うなどの方法により追加の措置を講じる。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | （実施状況）  ＣＯ２センサー等によりＣＯ２濃度を毎日測定し，記録  　　設置個数※１（　　　　　　　　）個  　測定場所※２（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　測定方法　　定期測定（　　　　　　　　時）　　連続測定※３    ※１ ＣＯ２センサーは客席に設置しますが，個室がある場合は個室にも設置してください（同じ環境の個室については，代表的なところに置くことで構いません）。  ※２ ＣＯ２センサーはドア，窓，換気口から離れた場所で，人から少なくても５０ｃｍ離れたところに設置してください。  ※３ 機械換気設備による換気量が十分でない施設等において，窓・ドア開けによる換気を行うときに有効です。 |  |
| ２６ |  | 多数の人が触れる箇所（ドアノブ，手すり，券売機，椅子，メニューブック，タッチパネル，卓上ベル，電気のスイッチ，蛇口，便座，洗浄レバー等）を定期的に消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。 | ※ |
|  |
|  |  | （実施状況）  対象物（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  実施頻度（　　　　　　回／　　　　　時間）  （消毒液の種類）  消毒用アルコール　次亜塩素酸ナトリウム　界面活性剤含有の洗浄剤  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ２７ |  | 手洗い場のハンドドライヤー，共通のタオルは使用せず，ペーパータオルを設置する。 | ※ |
|  |  |  |  |
| ２８ |  | トイレを毎日定期的に清掃するとともに，汚物は蓋をして流すよう掲示する。 | ※ |
|  |  | トイレなし  トイレあり |  |
|  |  | ※「トイレあり」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。  （清掃実施状況）  実施頻度（　　　　　　回／　　　　　　日）  （具体的な方法）  トイレに掲示　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【従業員の感染予防】 | | |  |
| ２９ |  | 従業員の出勤時に検温・体調確認を行うとともに，発熱や咳その他風邪症状が認められる場合は，店舗責任者により出勤を停止させる。 | ※ |
|  |  | （実施状況）  検温・体調確認結果及び異常があった場合の措置を従業員ごとに記録  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ３０ |  | 感染した従業員，濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。濃厚接触者と判断された従業員にＰＣＲ検査等の行政検査を受検させる。 | ※ |
|  |  | （周知の方法）  研修会の実施　個別に実施　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ３１ |  | 調理従事者を含め，従業員全員が不織布マスクを着用し，大声での会話や長時間の会話を避けるとともに，就業開始時や他者の接触が多い場所・物品を触れた後，清掃後，トイレ使用後などに適切な手洗い及び手指消毒を行うこと，感染防止策が行われていない店舗の利用を自粛することについて周知徹底する。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | （周知の方法）  研修会の実施　個別に実施　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ３２ |  | 休憩スペースでは，以下の措置を全て講じる。  ・不織布マスクを着用し，一度に休憩する人数を減らし，対面での食事や会話を避ける。  ・常時換気（基準は店舗内と同じ）を行い，共用する物品は定期的に消毒する。 | ※ |
|  |
|  |  | （実施状況）  人数の制限（　　　　　　　　人）　対面着座の回避  換気の状況（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　）　共用物品の消毒 |  |
| ３３ |  | 従業員のユニフォームや衣類は定期的に洗濯する。 | ※ |
|  |  | （実施状況）  頻度（　　　　　回／　　　　日） |  |
| ３４ |  | 清掃・消毒・ゴミ回収はマスクや手袋を着用し，作業後，手洗い・手指消毒を徹底している。 | ※ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【チェックシートの作成・公表】 | | |  |
| ３５ |  | 店舗内のリスク評価をしたうえで，感染防止策の実施に係るチェックシートを作成し，毎日の実施状況を記録して保管するとともに，手指消毒，食事中以外のマスク着用，座席の間隔の確保，適切な換気，共用箇所の消毒，従業員の検温・体調確認などの実施状況の概要を店頭に掲示するなどして公表する。 | ※ |
|  |
|  |
|  |  | （実施状況）  チェックシートの作成　チェックシートへの記録  （公表の状況）  店頭に掲示　ホームページに掲載　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【感染者発生に備えた対処方針】 | | |  |
| ３６ |  | 陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に保健所が行う疫学調査に協力するため，利用者に対して氏名・連絡先等（代表者のみ可）の記入を要請し，店舗側で最低１ヶ月間（可能な限り３ヶ月間）保管するなど，感染者の発生に備えた取組を行っている。 | ※ |
|  |
|  |  | （把握の方法）  記録用紙の配布回収  入店時等に記入を呼びかけるとともに，客席近くに掲示  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  みやぎお知らせコロナアプリ（ＭＩＣＡ）を併用し，記録用紙の配布回収を行う  入店時等に記入又は登録を呼びかけるとともに，客席近くに掲示  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ３７ |  | 店舗の従業員の感染が判明した場合，保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し，当該店舗からの感染拡大防止策を講じるとともに，必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。 | ※ |
|  |
|  |  |  |  |
| ３８ |  | 保健所が行う積極的疫学調査の結果，感染者が当該店舗を利用していたことが判明した場合，保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して，当該店舗を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに，必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。 | ※ |
|  |
|  |

